



# 教員免許状の有効性について

高知県教育委員会事務局  
教職員・福利課

- 令和4年7月1日より**教員免許更新制が廃止**されました。
- 更新制の廃止に伴い、授与年月日が**令和4年6月30日以前**の免許状は**有効性の確認**が必要です。
- **免許状が失効**している状態では、**授業を行うことができません**。
- 免許状の有効性については**個人の責任**ですので、下の**フローチャート**で確認し、**適切な対応**をお願いします。

あなたの教員免許状は**平成21年3月31日**までに取得したものですか？



あなたは**旧免許状所持者**です。  
更新等手続（※1）をしたことがありますか？



更新等証明書（※2）に記載されている次回の**更新期限**（修了確認期限）は令和4年7月1日以降ですか？



あなたの免許状は期限なく**有効**です。  
今後、更新等の手續は不要です。



あなたの免許状は全て**失効**しています。  
免許状を再度取得するには**再授与申請をしてください**。



あなたの免許状は期限到来をもって全て**失効**しています。  
免許状を再度取得するには**再授与申請をしてください**。



あなたは**新免許状所持者**です。  
所有する全ての  
・教員免許状  
・更新等証明書（更新等手続（※1）済の場合）  
に記載されている「**有効期間の満了日**」が最も新しい日は**令和4年7月1日以降**ですか？



※1 更新等手続とは、教員免許更新制に基づく、更新、延期、延長、免除、回復のいずれかの手続をいいます。

※2 更新、延期、延長、免除、回復の手続を完了したときに、都道府県教育委員会から証明書が発行されます。更新等証明書を紛失した場合は、最初に取得した免許状について「教育職員免許状授与証明書」を免許状発行都道府県から取得すると、更新期限を確認できます。

※3 教員等とは、更新義務がある方を指します。校長、副校長、園長、副園長、教頭、主幹（養護・栄養）教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、養護助教諭、講師（常勤・非常勤講師）、教育委員会職員のうち免許管理者（教育委員会）が定める者、教育職員として任命された者で人事交流等により他の機関に勤務する免許管理者が定める者が含まれます。

## ●旧免許状所持者の最初の更新期限

### ・栄養教諭免許状を有しない場合

	生年月日	最初の更新期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日

### ・栄養教諭免許状を有する場合（栄養教諭以外の職にある人も該当）

	栄養教諭免許状の授与年月日	最初の更新期限
①	平成18年3月31日以前	平成28年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	平成29年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	平成30年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	平成31年3月31日